

平成29年度2月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する河原町総合体育館、河原町勤労者体育館、佐治町多目的運動広場及び佐治町B&G海洋センター(体育館、プール)の管理運営費	生涯学習・スポーツ課

[単位:千円]

区分	限度額	期間	財源内訳				
			国	県	起債	その他	一般財源
補正前	63,210	平成 30 年 ~ 32 年度					63,210
補正後	63,495	平成 30 年 ~ 32 年度					63,495

<p>[事業の目的]</p> <p>河原町総合体育館、河原町勤労者体育館、佐治町多目的運動広場及び佐治町B&G海洋センター(体育館、プール)に、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。</p>
<p>[事業の内容]</p> <p>指定管理者に以下の業務を委託する。 指定管理者を公募し、河原町総合体育館、河原町勤労者体育館、佐治町多目的運動広場及び佐治町B&G海洋センター(体育館、プール)(以下、「河原町総合体育館等」という。)の管理運営を平成30年度より委託する。 指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.河原町総合体育館等の利用に関する業務 2.河原町総合体育館等の施設及び設備の維持管理に関する業務 3.その他、河原町総合体育館等の管理上市長が必要と認める業務
<p>[これまでの関連する取組み]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公募を実施。 2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。 3. 12月議会で指定管理者の指定議決。 4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。 <p>平成30年4月から水道料金改定に伴う水道料金増加により、債務負担行為限度額超過となるため、債務負担行為の限度額を変更するもの。</p> <p>現在の債務負担行為額 H30～32年度 63,210千円 当初の指定管理料 H30 21,070千円 H31 21,070千円 H32 21,070千円 水道料金改定後の指定管理料 H30 21,165千円 H31 21,165千円 H32 21,165千円</p>
<p>[今後の取組み]</p> <p>2月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。 3月中に基本協定書の締結。 4月1日より管理開始。</p>